

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

メキシコでは、輸入規制のうち経済省管轄のものについては、経済省貿易細則・判断基準の細則 2.2.1 及び同添付 2.2.1 に詳細が定められている。現行の経済省貿易細則・判断基準は、2022 年 5 月 9 日に連邦官報で公布され、2022 年 10 月 10 日及び 11 月 25 日に改正された。

(1) 輸入規制

経済省貿易細則・判断基準の細則 2.2.1 において、経済省管轄の輸入規制品目については以下のよう定められている。

図表 16-1 輸入時にメキシコ経済省からの事前許可が必要な品目

分類	品目名
完全輸入許可 (IL) 規制の対象商品	全 8 品目 ・ 確定輸入の場合 (5 品目) 4012.20.01、4012.20.99、6309.00.01、 9806.00.02、9806.00.03 ・ 確定輸入、一時輸入、保税倉庫への搬入、指定保税地域への搬入または戦略的保税地域の搬入の場合 (3 品目) 7102.10.01、7102.21.01、7102.31.01
産業分野別生産促進プログラム登録企業に対するレグラ・オクターバによる特別輸入許可対象品目	全 25 品目 (HS コード 9802.00.01 から 9802.00.25 まで)
1980 年モンテビデオ条約部分協定に基づき、確定輸入されるアルゼンチン、ブラジル、キューバ、エクアドル、ペルー、パナマ、パラグアイ原産品で、事前許可の対象となっている品目	全 34 品目
チリとの FTA に基づき輸入 (確定) 事前許可が必要なチリ原産品商品	全 8 品目
ウルグアイとの FTA に基づき輸入 (確定) 事前許可が必要なウルグアイ原産品商品	全 28 品目
確定輸入をする上で事前許可が必要な中古自動車類	全 19 品目
確定輸入をする上で「輸入自動許可」が必要な品目	HS コード 72~73 の 146 品目
推定価格以下の申告価格で確定輸入する際に「輸入自動許可」が必要な品目	繊維製品 (HS51~63 類)、履物 (HS64 類)

(出所) ジェトロ ウェブサイト 国・地域別情報より作成

その他の主な規制対象の輸入品目として、2022 年度メキシコ国税庁（SAT）貿易細則の添付 10 に掲げられる品目、また農業・地方開発省、農薬・肥料等コントロール省間委員会、国防省、保健省、エネルギー省、環境天然資源省の規制を受ける輸入品目が挙げられる。さらに、経済省貿易細則・判断基準省令の細則 2.4、同添付 2.4.1 においては、「メキシコ公式規格（NOM）履行義務のある輸出入商品の関税コード省令」として規制品目が挙げられている。

なお、上記の規制品目にかかわらず、2020 年 12 月 27 日付官報公布経済省令に基づき、ソマリア、イラク、コンゴ民主共和国、スーダン、北朝鮮、イラン、リビア、レバノン、中央アフリカ共和国、アフガニスタン、イエメンの特定の企業・団体等からの特定品目の輸入は禁止されている。

(2) 輸出規制

メキシコにおいては、石油化学製品派生品を輸出する際に輸出事前許可が必要である。経済省貿易細則・判断基準の細則 2.2.1 及び同添付 2.2.1 において、経済省管轄の輸出規制品目について定められている。

図表 16-2 輸出時にメキシコ経済省からの事前許可が必要な品目

分類	品目名
確定輸出または一時輸出の場合（判断基準添付 2.2.1 第 7 条第 II 項）	3 品目 7101.10.01、7102.21.01、7102.31.01
確定輸出または一時輸出の場合（判断基準添付 2.2.1 第 7 条第 III 項）	2 品目 2601.11.01、2601.12.01
輸出数量を監視するために自動輸出報告の経済省への提出が義務付けられている商品	5 品目 0702.00.03（商品情報識別番号が 01、03、04、05、99）

（出所）メキシコ経済省、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

その他の主な規制対象の輸出品目として、コーヒー輸出に関して原産地証明を必要とする品目、また文化省、保健省、エネルギー省、環境天然資源省、国防省の規制を受ける輸出品目、さらに武器及び同部品、デュアルユース商品、通常兵器及び大量破壊兵器の製造に用いる可能性があるソフトウェア・技術に対する経済省の輸出規制に関する省令対象品目が挙げられる。また、経済省貿易細則・判断基準省令の細則 2.4、同添付 2.4.1 においては、「メキシコ公式規格（NOM）履行義務のある輸出入商品の関税コード省令」として規制品目が挙げられている。

なお、上記の規制品目にかかわらず、2020 年 12 月 27 日付官報公布経済省令に基づき、輸入規制と同様にソマリア、イラク、コンゴ民主共和国、スーダン、北朝鮮、イラン、リビア、レバノン、中央アフリカ共和国、アフガニスタン、イエメンの特定の企業・団体等への特定品目の輸出は禁止されている。

(3) 認定企業登録制度

認定企業登録者制度により、信頼に値する企業（Empresas Certificadas）として認められた場合に限り、通関諸手続きの簡素化、迅速化等の恩恵を受けることができる（詳細は第9章を参照）。

2. 関税制度

関税について、メキシコでは2つの省が管轄を行っている。すなわち経済省と財務省であり、経済省が関税率や関税体系等を取り決め、財務省が税関や徴税等の規則に基づく管理を行っている。

日本は、2005年4月1日に、メキシコとの間に経済連携（EPA）協定を発効させた。これは、日本が世界で2番目に締結したEPA協定（最初はシンガポール）であり、その後改定議定書というかたちで協定内容の見直しが繰り返されている。2012年には、市場アクセスの改善、認定輸出車制度について改定され、メキシコにおける自動車部品とインクジェットプリンタ用紙の関税が撤廃される一方で、日本における牛肉、豚肉、鶏肉、オレンジ、オレンジジュース等の関税割当数量の拡大や枠内税率の削減が行われた。

対米輸出が全体の8割を占めるメキシコにとって、対日、対欧貿易の促進は米国依存から脱却するために非常に重要であり、今後日墨間の取引はさらに活発化していくと考えられる。

メキシコは積極的な自由貿易政策を進めてきた背景から、多数の国と自由貿易協定（FTA）及びEPAを結んでおり、中南米諸国との間で締結しているラテンアメリカ統合連合（ALADI）としても、特惠税率が適用される（詳細は第22章参照）。ALADIの枠組みで締結されている協定は複数存在するため、輸出品目ごとに個別の確認が必要となる。

経済省はこれまでインターネットを通じた関税情報システム（SIAVI）でHSコードごとの関税率、非関税規制の有無等の情報を掲載していたが、2022年2月より更新が止まっていたところ、2023年2月以降SIAVIの代わりとなるエクセル形式の統一関税率表を国家貿易統合システム（SNICE）をウェブサイトで公開している。この統一関税率表では、PROSEC（第9章参照）に基づく優遇関税の対象かどうか、IMMEX（第9章参照）を用いた一時輸入で特別な要件を満たすことが義務付けられるセンシティブ品目かどうか、輸入時にメキシコ公式規格（NOM）の履行が求められる品目かどうか、経済省、エネルギー省、保健省、国防省等による非関税規制の対象かどうか、アンチダンピング（AD）税の対象品目かどうか等、さまざまな情報をHSコードごとに知ることができる。しかしながら、FTAに基づく特惠関税率の掲載はないため、これらを調べるためには、2022年8～12月に連邦官報に掲載された、最新のHSコードに基づく各協定の特惠関税率を公示する経済省令を個々に連邦官報のウェブサイト等からダウンロードする必要がある。

なお、メキシコ政府は2023年8月に、鉄鋼、アルミニウム、繊維、衣類、履物等392品目のMFN税率を、2025年7月末までの期限で一時的に引き上げることを発表した。関税率は品目に応じて5～25%となる。しかしながら、引き上げはMFN税率を対象とするため、日墨EPAやCPTPP（詳細は第22章参照）を活用した輸入には影響が出ない。また、PROSECやレグラ・オクターバに基づく優遇関税率も適用可能である。今回のMFN税率の引き上げは、世界的な鉄鋼の過剰生産が続いていることや、新型コロナ禍で打撃を受けて回復しきれていない繊維・履物などの国内産業を保護することを目的としている。

税率引き上げの対象となった品目のうち最も多いのは、鉄鋼（HS72 類）・同製品（HS73 類）で、合計 201 品目の関税率が 25%まで引き上げられた¹²。なお、2025 年 8 月 1 日以降は、2022 年 6 月 7 日付官報で公布された新輸出入関税法（LIGIE）に基づく税率となり、鉄鋼の場合は多くが 0%となる。対象品目の中には、鉄鋼、自動車内装用部品（HS8708.29.99）、タイヤ等、進出日系企業が輸入している品目も含まれる。

3. 通関手続

メキシコでは、2012 年にペーパーレス通関という電子システムが整備された。通関時に輸出入申告書に添付する書類は PDF 化して事前送信する必要があり、インボイス等の商品価格を証明する書類についても、輸出入申告前の電子データ送信が義務づけられている。これによって、進出企業は手続きの効率化を図ることができ、輸出入に関わる煩雑性が軽減されたと言える。

図表 16-3 輸出入手続きにおける必要書類

区分	品目名
輸入	1. インボイス 2. 船荷証券（B/L）あるいは航空貨物運送状（AWB） 3. 非関税輸入規制を遵守していることを証明する書類（必要に応じて） 4. 原産地証明書（必要に応じて） 5. 保証金の入金証明書（中古車等特定品目を財務省が定める推定価格以下で輸入する場合） 6. 重量や体積を証明する書類（バルク貨物を港の税関で輸入する場合） 7. 識別・分析・管理を行うための情報（必要に応じて）
輸出	1. インボイス、もしくは商品価格を証明する書類 2. 非関税輸出規制を遵守していることを証明する書類

（出所）ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

また、2022 年度国税庁貿易規則により、メキシコで輸出入を行う場合は、同庁が管理するメキシコ貿易デジタル窓口（通称「単一窓口」と呼ばれる。）に利用者登録を行う必要があるとともに、以下義務の履行が求められる。以下は単一窓口を利用して行う必要があるため、窓口への事前のユーザー登録、さらにポータルサイトへの入力を通関士等に代行させる場合は、データ入力代行者の登録が必要となる。

- ・ 通関時に貨物と同時に税関に提示する書類（船荷証券や非関税規制遵守を証明する書類等）を、事前に電子媒体で税関電子システムに送付すること
- ・ インボイス等、貨物の価格を証明する書類の情報を電子化し、事前に税関電子システムに送信すること

¹² HS7210.70.02、及び 7212.40.02 に分類される塗装・ニス塗布・プラスチック被覆鋼板に限り、2023 年中は現行の関税率 10%が維持され、2024 年 1 月 1 日から 2025 年 7 月末までが 25%となる。

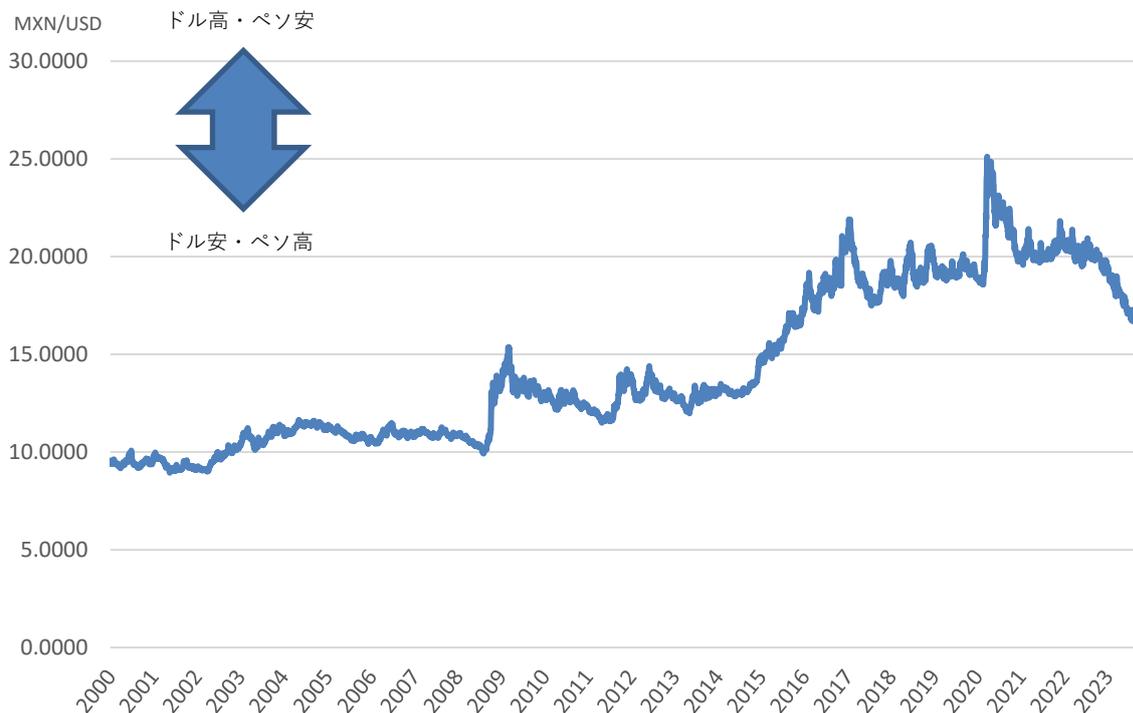
4. 為替相場

メキシコの外国為替相場においては、完全自由フロート制が採用されている。なお、1993年1月にデノミを実施し、旧1,000ペソから新1ペソに交換された。

外国為替レートの推移を見ると、長期的にメキシコペソ安のトレンドが続いていたが、2020年より原油価格の高騰、急速な利上げで上昇基調に転じている。2023年8月31日には1円=0.1173ペソと2008年10月以来約15年ぶりのペソ高・円安水準となった。同じく対ドルでも8月31日は1ドル=16.917ペソと高値をつけている。なお、2024年1月時点においても、1円=0.1170ペソ、1ドル=17.16ペソとペソ高の状況は続いている。堅調な景気を背景に、メキシコ銀行は市場予想を超え11.25%まで引き上げた現在の政策金利を当面維持する姿勢を示しており、金利差を見込んだ円売り・ペソ買い、ドル売り・ペソ買いの動きが広がっている。今後の値動きについては、政策金利の動きに留意する必要があるほか、産油国通貨であるメキシコペソは原油価格の影響を受けやすいことから米国の国際原油価格 WTI (West Texas Intermediate) の動向も注視すべきである。

図表 16-4 外国為替レートの推移





(出所) メキシコ銀行ウェブサイトより作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

メキシコでは、外貨持込額及び持出額に関する特段の規制はないが、現地通貨 10,000 米ドル相当以上の場合は、入国時に申告しなければならない。これは現金だけでなく、小切手等も含まれる。なお、持ち込みの場合と異なり、持ち出し時は 10,000 米ドルを超えた分のみ申告が必要になる。

また、2010 年 6 月 16 日に、連邦官報より「金融機関法第 115 条に関する一般規則を改定・追加する財務省決定」が公布された。これは、犯罪組織等の資金洗浄を取り締まる目的で設けられた規制で、銀行におけるドル現金両替等に制限がかかるようになった。したがって、外国人旅行者が銀行で両替を行う際は、パスポート、滞在許可証（入国カードの半券でも構わない）の提示が必要になる。1 ヶ月累計で 1,500 ドルを超える現金の両替は、原則として認められていないため、留意しなければならない。ただし、Scotiabank をはじめ多くの地元銀行で米ドル口座を開設することは可能であり、外貨預金は認められている。

また、企業の資本取引について、メキシコでは外資法上の制限があるが、規制業種を除く一般業種については、無条件で 100%まで外資の参加が認められている。ただし、規制されない業種であっても、既存企業の資本金の 49%を超えて外資が参加する場合、その企業の資産総額が 22,647,201,250.50 ペソ（2022 年 6 月 6 日官報公示国家外資委員会決定、翌日より施行）を上回る場合は、外資委員会の承認を得なければならない。規制業種は、電力や郵便等、国家に留保される分野、開発銀行や国内陸上輸送等メキシコの法人に留保される分野及び外資参加率が法的に規制されている分野に分けることができる。

例えば、協同組合において外資は 10%を超えてはならず、養魚業を除く漁業や海運業、航空輸送業等は 49%までしか認められていない。不動産の取得は原則的に可能であり、資本金に対する規制も設けられていないことから、メキシコは比較的外資誘致に積極的な国だと言える。